

令和8年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度スタートアップ・ベンチャー成長支援事業業務

2 業務の目的及び概要

スタートアップ・ベンチャー企業（以下「SU」という。）の成長を加速させるため、SUと県内企業のマッチングの機会を創出し、協業による双方の成長促進を図るとともに、O T E X併催のP Rイベントの開催、展示会出展費用の補助、専門家による伴走支援、資金調達機会の提供等を一体的に実施し、SUの持続的な成長（事業規模の拡大）を強力に後押しすることで、県内から全国、世界へ羽ばたく企業を創出し、本県産業全体に成長の好循環が生まれることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託限度額

37,637,059円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務内容

県は、支援機関を選定し、次に掲げる業務を委託する。なお、具体的な業務内容は各項目を確認すること。

（1）全体に共通する業務

① 事業全体の企画・運営、進捗管理、関係機関との調整

ア 事業の全体を管理・運営する責任者を設置すること。

イ 事業の責任者は、SU支援や投資等の資金調達、新規事業開発やオープンイノベーションに関する専門性を有することが望ましいが、再委託等により積極的な外部リソースの活用による事業運営を行うことで、必要な専門性を担保することも可能とする。

② 事業の広報戦略の立案と実施（ウェブサイト、SNS、プレスリリース等）

ア 事業を県内外の多様な関係者に広く発信する観点から、事業の紹介や参加者の募集、イベントの告知などを行うホームページを作成すること。また、Instagram、X、Facebook等を活用して適宜情報発信を行う等、SNSを活用した情報発信にも取り組むこと。

③ 定期的な業務進捗状況の報告

ア 事業に関する各種の企画・設計、参加者や実施内容の決定等は、委託者との定期的な打合せ・協議をもって行うこととし、随時の連絡調整や資料共有等は滞りなく実施すること。

④ 事業全体の成果取りまとめ、効果測定、および次年度に向けた改善提案

ア 本業務において委託する事業はSUの持続的な成長（事業規模の拡大）を図るも

のであることから、事業全体の成果として、事業参加者の資金獲得や商談成立について調査し、委託者に報告すること。

イ 事業の業務効果を的確に測定するため、参加者へのアンケート実施等により業務改善に努めること。

(2) スタートアップ認知向上・支援の機運醸成イベント事業に係る業務

【事業概要】

「おかやまテクノロジー展（O T E X）」併催で県内S Uの認知向上・支援の機運醸成を目的とするP Rイベントを開催

【業務内容】

受託者は、イベント開催を契機に参加S Uが県内企業に広く認知され、参加S Uと県内企業との商談等が活発に行われるよう、本事業の運営主体として、十分な人員確保・運営体制を構築したうえで、下記①～⑤を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。

- ① ブース出展者の募集・選定
- ② イベントの企画立案（コンテンツ企画、登壇者調整等）
- ③ 広報・集客活動

ア O T E X運営事務局と可能な限り協力し、O T E X来場者が積極的に本イベントに参加する仕組みを検討し、効果的に集客を図ること。

- ④ 会場設営、当日運営、進行管理
- ⑤ 開催後のアンケート実施、成果分析

(3) 成果実装プロジェクト事業に係る業務

(3-1) オープンイノベーションマッチング支援（3社程度／年）

【事業概要】

県内企業とS Uをマッチングし、S Uの革新的なアイデアやサービスで県内企業の課題解決や協業による新事業開発等につなげ、県内企業とS Uの双方の成長促進を図る事業

【業務内容】

受託者は、参加県内企業が新規事業開発やオープンイノベーションに必要なノウハウを習得しながら、今後の自社における新規事業のビジネスプランを策定し、事業の実施・確率に向けたアクションを取ることができるよう、本事業の運営主体として、十分な人員確保・運営体制を構築したうえで、下記①～⑥を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。

- ① 新事業創出等を希望する県内企業の募集・選定
- ② 協業を希望するS Uの募集・選定
- ③ エントリー内容のヒアリングやブラッシュアップ

- ④ 両者のマッチング支援
- ⑤ マッチング成立後の実証実験等に向けた実施計画策定及び伴走支援
- ⑥ 成果発表会の開催・運営

(3-2) プロトタイプ製作支援 (3社程度/年)

【事業概要】

県内企業とSUをマッチングし、県内企業の技術力でSUのアイデアやサービスの具体化（製品化・量産化体制の確立等）につなげ、県内企業とSUの双方の成長促進を図る事業

【業務内容】

受託者は、参加SUが県内企業と効果的な連携を図りながら、今後の事業拡大や資金獲得につながるアイデアやサービスの具体化ができるよう、本事業の運営主体として、十分な人員確保・運営体制を構築したうえで、下記①～④を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。

- ① 支援対象となるSUの募集・選定
- ② 製品製作に協力可能な県内企業への周知・募集
- ③ 両者のマッチング支援
- ④ マッチング成立後、製品化等に向けた伴走支援

(4) 販路拡大支援事業に係る業務

(4-1) 国内展示会への出展支援 (10社程度/年)

【事業概要】

県内SUが個社出展する展示会への出展費用を支援する事業

【業務内容】

下記①～④を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

- ① 補助対象となるSUへの周知
- ② 事業承認申請の相談受付
- ③ 事業承認申請に係る受付・書面審査
- ④ 完了検査

(4-2) 大規模SUイベントへの出展

【事業概要】

投資家、支援機関等が集まる大規模イベントへのブース出展を企画・運営する事業
※SusHi Tech Tokyo、IVS、Startup Japan等

【業務内容】

下記①～④を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

- ① 出展イベントの選定、申込手続き

- ② 出展ブースの企画、運営
- ③ 出展するSUの募集・選定
- ④ 出展準備から会期中、会期後のフォローアップまでの一貫した支援

(5) アクセラレーションプログラム事業に係る業務

【事業概要】

起業経験者等の伴走による事業計画の磨き上げの実施や資金獲得の機会提供等によりSUの成長を支援する事業

【業務内容】

受託者は、参加SUが事業規模拡大や資金獲得を達成できるよう、事業計画の磨き上げ等の伴走支援を行う起業経験者等を選定し、効果的に連携を図りながら業務を遂行する。本事業の運営主体として、十分な人員確保・運営体制を構築したうえで、下記①～⑤を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。

- ① プログラム参加企業の募集・選定
- ② 先輩起業家や各分野の専門家等、最適なメンター陣の選定・招聘
- ③ 参加企業の課題に応じた伴走支援（メンタリング）の実施・運営管理
- ④ 県内事業者・支援者向けの成果発表会（デモデイ）の企画・運営・集客
- ⑤ 首都圏の投資家等を招聘するピッチイベントの企画・運営・集客

6 業務に係る留意事項

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務実施に当たっては県の指示に従うこと。
- (3) 本業務における方針等の確認や情報交換等を行うための打ち合わせを、随時開催すること。なお、参加者は、受託者、県の担当職員とする。
- (4) 委託契約締結後、本業務で取得した著作権については県に帰属するものとする。
- (5) 業務に必要な備品を取得した場合は、備品台帳等により適正な管理を行い、業務終了前に、その取り扱いについて県と協議すること。
- (6) 受託者が交代する場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。本業務によって得られた情報や作成物は委託者に帰属するものであるから、事業参加者等の各情報、業務において作成・使用した著作物及び著作権、その他本業務の継続に必要な資産を遅滞なく委託者に無償で譲渡すること。

7 成果品の納品等

- (1) 受託者は、委託業務が終了したときは、速やかに別途指示する受託業務完了報告書及び受託業務収支決算書を県に提出すること。なお、受託業務管理報告書には、次の内容を含むものとする。※書類及び電子データ
 - ① 事業概要
 - ② 事業内容及び成果

ア 事業参加者の資金獲得や商談成立について、金額等も含め可能な限り詳細に調査結果を記載すること。

③ 次年度に向けた改善案

④ その他、必要と認める事項

(2) 本業務に係る会計関係帳簿等を整備し、本業務完了後5年間保存すること。

8 精算

(1) 本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。

(2) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、岡山県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

9 その他

業務実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議を重ねながら実施するものとする。